

統計数理研究所統計科学技術センターデータ同化スーパーコンピュータシステム
利用規程

所長裁定
制定 令和5年7月1日

(趣旨)

第1条 統計数理研究所（以下「研究所」という。）統計科学技術センター（以下「センター」という。）が管理運用する大規模計算システム内のデータ同化スーパーコンピュータシステム（以下「本システム」という。）の利用については、この規程に定めるところによる。

(利用者の資格)

第2条 本システムを利用できる者は、外国為替及び外国貿易法、輸出貿易管理令並びに情報・システム研究機構安全保障輸出管理規程が定めるスーパーコンピュータ利用の制限を受けない者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 研究所に属する常勤の教職員、ただし事務職員は除く
- 二 研究所に属する特任教員、特任研究員、特任技術専門員、リサーチアドミニストレーター
- 三 総合研究大学院大学先端学術院先端学術専攻統計科学コースの学生（正規生）、又は、研究生
- 四 研究所を受入研究機関とする特別共同利用研究員、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員
- 五 民間等との共同研究、受託研究等の制度で研究所において研究をすることが認められた研究者
- 六 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラ（以下「HPCI」という。）事業の課題申請が採択され、本システムの利用が認められ、研究を行う者
- 七 前各号に掲げる者のほか、特にセンター長が認めた者

(利用の申請)

第3条 本システムを利用しようとする者は、センター長に所定の利用申請をしなければならない。

(利用の許可)

第4条 センター長は、前条の申請が本システムを利用するのに適当と認めたときは、これを許可する。

- 2 許可の有効期限は1年以内とし、一の事業年度を超えることはできない。

(変更の届出等)

第5条 本システムの利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、第2条に定める利用者の資格に変更があるとき、又は第3条の申請内容を変更しようとするときは、速

やかにセンター長に届け出る必要がある。

(目的外利用の禁止)

第6条 利用者は、許可を受けた目的以外に本システムを利用してはならない。また、第三者に使用させてはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 利用者がこの規程又はセンターの指示及び改善指導に従わない場合は、センター長は、その利用者の利用許可の取消し又は利用停止を命じることができる。

2 前項の規定に基づき利用許可の取消し又は利用を停止させたことにより、利用者に損害を及ぼすことがあった場合でも、研究所は、その責めを負わない。

(経費の負担)

第8条 第2条第5号及び第7号の規定に基づく利用者の利用負担金については、共同研究、受託研究の契約及び利用許可条件により定めるものとする。

2 第2条第6号の規定に基づく利用者は、本システムの運用に係る経費の一部(以下「利用負担金」という。)を負担するものとする。

3 第2条第1号から第4号までの規定に基づく利用者からは利用負担金を徴収しない。

4 第1項及び第2項の規定に関わらず、「富岳」及び「富岳」を除く HPCI システム共用計算資源の利用研究課題に採択されたことによる利用者は、当該使用にかかる利用負担金を直接徴収しない。

(利用報告書の提出)

第9条 利用者は、利用の成果あるいは経過についてセンター長から報告を求められたときは、報告を求められた日から2週間以内に利用報告書をセンター長に提出する必要がある。

2 利用者は、本システムを利用して行った研究の成果を論文等により公表する場合は、本システムを利用した旨を明らかにし、かつ当該論文等の写しをセンター長に提出するものとする。

(損害賠償)

第10条 利用者は、故意あるいは重大な過失により、センターの設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なく、その損害を研究所に賠償し、原状に回復しなければならない。備品等にはソフトウェアも含むものとする。

2 第7条第2項のほか、本システムの利用において、利用者が被ったいかなる損害についても、研究所は一切責めを負わない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、本システムの利用に関して必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。